

京都府省エネ家電購入促進事業業務に係る質疑・回答

番号	分類	質問	回答
1	【要領2(4)】業務概要	ポイント原資の残額が周知している還元額に満たない場合の対応はどうか。 (例えば、ポイント原資残額5,000円、電気冷蔵庫451Lの★4以上購入に係る申請があった場合どうか) ①上限を超えて還元 ②残額5,000円のみ還元 ③申請を受け付けない ④相当額の対象となる購入者に還元 ⑤抽選による選出)	ご提示いただいた例の場合、「②残額5,000円のみ還元」の対応をお願いします。 なお、受託者負担で不足分を補うことを妨げるものではありません。
2	【要領3(7)】プライバシーマーク	共同企業体の場合、プライバシーマークやISMSはすべての構成員が取得している必要があるか。	共同企業体のすべての構成員について必要です。
3	【要領7(1)ア】参加表明書	参加表明書に捺印は必要か。	不要です。
4	【要領7(1)ウ】価格提案書	価格提案書(見積書)に記載するのは事務費のみでよいか。 また、事務費上限125,000,000円の削減分はポイント原資に回すことができるかの認識でよいか。	価格提案書(見積書)には、ポイント等の原資及び事務費それぞれについて記載いただき、双方を合計した委託料総額が500,000,000円となるよう記載してください。事務費についてはその内訳も詳細に記載ください。 事務費の上限125,000,000円からの削減分は、ポイント等の原資を増額し、総額500,000,000円としてください。 (例えば、事務費100,000,000円の場合、ポイント原資は400,000,000円)
5	【要領7(1)オ】実績調書	再委託として受けた事業の業務実績は実績調書の記載対象となるか。	再委託で対象業務を実施したことを証する書類を添付する場合に限り対象となります。
6	【要領7(1)オ】実績調書	実績調書において事業内容のわかる概要の添付が必要とのことだが、業務仕様書、契約書の写し以外に提出可能な書類として、プロポーザル企画提案資料や説明会資料等は有効か。	可能であれば提出してください。
7	【要領7(1)キ】消費税及び地方消費税の納税証明	消費税及び地方消費税の納税証明の種類は(その1)、(その3)どちらになるか。 また、(その1)の納税証明の場合は、何期分の税額証明が必要か。(直近1期分等)	消費税及び地方消費税に滞納(未納)がないことが確認できる書類であれば様式は問いません。(その1・その3どちらでも可、その1の場合は直近1期分で可)
8	【要領7(2)】企画提案書の作成方法	企画提案書の提出においてページ数や様式等(A4縦・横、フォント等)、制限等はあるか。	ページ数や様式に指定はありません。
9	【要領8(1)】評価基準	共同企業体で提出する場合、府内企業の評価基準はどうか。	共同企業体の構成員すべてが評価対象となります。 例えば、2社の共同企業体で、1社は本店又は支店が京都府内に無く、もう1社は本店が京都府内にある場合、評価点は本店が京都府内にある企業を基準として5点となります。
10	【要領8(2)】プレゼンテーション及びヒアリングの実施	プレゼンテーションの時間は何分程度か。	15分程度を想定しています。提案説明の後、外部有識者からの質疑にも対応いただく予定です。 なお、多数の応募があった場合はプレゼンテーション時間を短縮する可能性があります。
11	【要領8(2)】プレゼンテーション及びヒアリングの実施	プレゼンテーションをWebで実施する際に、提案事業者は複数接続することが可能か。	可能です。
12	【要領9】選定結果の通知・公表	プロポーザルの結果公表はいつ頃か。	4月2日(火)までに公表する予定です。
13	【要領9】選定結果の通知・公表	プロポーザルの結果公表から契約締結までの期間はどのくらいか。	概ね1週間以内の予定です。
14	【仕様書5(1)】キャンペーンの概要	還元されるポイント等は景品表示法における総付景品となるか。	いわゆる総付景品に該当します。
15	【仕様書5(1)】キャンペーンの概要	還元されるポイント等は景品表示法における総付景品と整理される場合、提供できる景品類の上限は取引の価格の10分の2の金額までの規制があるが、受託者において、上限を超えていないか確認する必要があるか。	受託者において確認する必要があります。
16	【仕様書5(1)】キャンペーンの概要	「京都府内で生産・製造された農林水産物・製品」に該当するものは何か。	京都府内産の農林水産物、京都府内の工場等で製造された製品などのことを指します。
17	【仕様書5(1)ア(ア)】京都府内に居住する者(個人)が自ら居住する京都府内の住宅に設置するために購入するものであること	自宅兼事務所に対象製品を設置する場合、ポイント等還元の対象となるか。	事業用のみで使用するものでない限り対象となります。
18	【仕様書5(1)ア(ア)】京都府内に居住する者(個人)が自ら居住する京都府内の住宅に設置するために購入するものであること	京都府内に居住する者(個人)が自ら居住する京都府内の住宅に設置したことを確認する証拠は何を想定しているか。 また、住所変更せず、京都府に在住している方(単身赴任者や大学生)は、対象になるのか。	企画提案仕様書の7ページ中の5(9)ウ(イ)③に記載する、「対象製品を府内の住宅の設置したことがわかる証明書(取付工事注文書、配送注文書等)の画像(対象製品設置に係る証明書がない場合は、設置が確認できる画像等)」を想定しています。 また、住所変更せず、京都府に在住されている方も、当該証明書の画像を用意できる場合は対象となります。
19	【仕様書5(1)ア(ウ)】「京都府インターネット版環境家計簿」に登録していること	「京都府インターネット版環境家計簿」に登録するためには、メールアドレスが必須になっているが、郵送での登録申請は受け付けているか。 また、登録には住所も電話番号も本名も入力が必要だが、申請者本人との照合は、どのような想定をされているか。	郵送での登録申請受付はしていません。 メールアドレスをお持ちでない方など、ご自身で登録が難しい方については、京都府地球温暖化防止活動推進センター(NPO法人 京都地球温暖化防止府民会議)に問い合わせいただくこととなります。 また、申請手続で、登録後に閲覧・入力できる画面の画像添付をもって、申請者本人が行ったものと判断いたします。
20	【仕様書5(2)ア】対象店舗の募集開始時期	対象店舗の募集開始は何を満した時に開始したと見做されるか。	府内の家電小売店等への通知(メールでも可)により対象店舗の募集の告知及び対象店舗の登録申請の受付を開始した時点を対象店舗の募集開始時期とします。 なお、受付は専用サイトから行うこととしていますが、専用サイトを開設するまでの期間はメール等により受付を行ってください。
21	【仕様書5(2)ウ】申請受付期間	「ポイント等還元の状況等により、府と受託者の協議により期間を変更する場合がある。」ということだが、申請者が多数ありポイント原資がなくなり期間短縮を行う場合、委託料の減額精算はあるか。 また、減額の場合、どのような積算方法となるか。	期間短縮となる場合は、委託料を減額することがあります。 例えば、コールセンターの運営費(事務所費や人件費)については、期間短縮により不要となる期間分についての減額が想定されます。 また、減額の積算方法については、原則費用の日割り計算となりますが、個別事情を加味して決定いたします。
22	【仕様書5(3)ア】事務局は、受託者が確保する場所において設置すること。	事務局の設置場所は、京都府外の設置でもよいか。	京都府外での設置でもかまいません。
23	【仕様書5(3)イ】事務局に、業務全体を統括するための統括責任者を置くこと。	統括責任者は受託した会社の正社員が常駐する認識でよいか。	必ずしも正社員であることや常駐することを求めるものではありません。

京都府省エネ家電購入促進事業業務に係る質疑・回答

番号	分類	質問	回答
24	【仕様書5(4)】専用サイト（ホームページ）の開設及び維持・管理	サイトドメイン、サーバーは、受託者にて新たに用意する必要があるか。 また、京都府において、サーバーの設置に関してルールや制限はあるか。	サイトドメイン、サーバーは受託者にて用意していただく必要があります。 サイトドメインについて、指定はありませんが、府と協議の上、独自取得していただいてもかまいません。独自ドメインを利用する場合は、運用終了後、第三者に不正に取得されないように対策していただく必要があります。 運用終了後から、ドメインを最低でも1年以上保持していただくことを見込んでいただくとともに、運用終了の告知ページにリダイレクトする等対策していただきますようお願いいたします。 サーバーについて、外部レンタルサーバを利用する場合は、本件では個人情報等を扱うため、セキュリティ要件を満たしていただく必要があります。政府情報システムのためのセキュリティ評価制度に適合した、クラウドサービスリストに掲載されたサービスの利用を前提としてご提案させていただきますようお願いいたします。 ISMAPクラウドサービスリスト： https://www.ismap.go.jp/csm?id=cloud_service_list またWebサイトの公開においては、京都府自治体情報化推進協議会で運用する京都セキュリティクラウドが用意するWAFサービス等を利用していただくことになり、構築時に京都府の情報部門と協議の場を設けることを想定しています。
25	【仕様書5(4)】専用サイト（ホームページ）の開設及び維持・管理	契約満了後は、サイト、サーバー、ドメインは閉鎖（破棄）するのか。	閉鎖（破棄）いただきます。 ただし、ドメインについては、運用終了後から最低でも1年以上保持していただくことを見込んでいただくとともに、運用終了の告知ページにリダイレクトする等対策していただきますようお願いいたします。
26	【仕様書5(4)ア】専用サイトの内容	ポイント等の原資に充てる経費の執行状況の更新頻度は。	1週間に1回以上の更新を基本とします。 ただし、ポイント等の原資に充てる経費の残額が10%を下回った場合は1営業日1回以上更新をお願いします。
27	【仕様書5(5)】コールセンターの設置及び運営	コールセンターへの問い合わせ件数は、利用者向け、対象店舗向けのそれぞれで、1箇月でどの程度の件数を想定しているか。	想定件数は設定していません。
28	【仕様書5(5)】コールセンターの設置及び運営	説明会時に回答された「他都市での入電実績が初期は月約1000件、以降月約100件」について、「他都市」とはどの都市か。	口頭で他の自治体の担当者に確認した内容であり、正式な照会結果ではないため、回答は差し控えさせていただきます。
29	【仕様書5(5)】コールセンターの設置及び運営	電話番号の指定はあるか。	指定するものではありません。
30	【仕様書5(5)ア】コールセンターの設置期間	家電量販店の性質上、平日よりも土日祝日の方が来店者が多い傾向にあるが、コールセンターの設置は平日のみでよいのか。	平日のみの設置でかまいません。 なお、受託者の判断により、事務費上限の範囲内で土日祝の設置を提案いただくことは差し支えありません。
31	【仕様書5(7)ア(ア)】京都府内に所在する実店舗（営業所等を含む）であること。EC店舗等は対象外とする。	取り寄せ購入の場合でも、実店舗であればポイント等還元の対象となるか。	対象となります。
32	【仕様書5(7)イ】対象店舗の募集	対象の販売店は、何店舗を見込んでいるか。	350～400店舗程度を想定しています。 【参考】家電量販店：最大50店舗程度、個人商店等：300～最大350店舗程度
33	【仕様書5(7)イ(ウ)】初回の募集期間は14日間（2週間）程度を基本とし、募集期間経過後の登録も随時受け付けること。	初回募集期間は、積極的に店舗を増やす活動を行う期間という認識でよいのか。 また、当該期間以降は、店舗募集に関する広報は行わなくてもよいのか。	お見込みのとおりです。 広く京都府民に周知するためには、対象店舗を増やすことが重要ですので、初回で多くの対象店舗の応募があるよう、広報等に力を入れていただくようお願いいたします。（提案事項としている部分です。） ただし、初回募集で対象店舗の登録が少ない場合は、府と協議の上、店舗募集に関する広報を行っていただく可能性があります。
34	【仕様書5(7)ウ】対象店舗の登録・公表	販売店の登録を企業単位でまとめて受付することは可能か。	可能です。
35	【仕様書5(9)ア】ポイント等の種類	「京都府内で生産・製造された農林水産物等」について、例えば2万円相当とした場合、交換商品の2万円相当とは具体的にどのような基準で相当とすればよいのか。	商品の価格が提示されているカタログやサイト等を基に判断することとなります。 委託契約締結後に府にご相談ください。
36	【仕様書5(9)ア】ポイント等の種類	「京都府内で生産・製造された農林水産物」の指定があるが、「京都に登録している企業の商品」も該当するか。	京都府内で生産・製造された農林水産物である必要があり、登記は要件と関係ありません。
37	【仕様書5(9)ア】ポイント等の種類	提案するポイントはすべて京都府内でのみ消費できるものに設定する必要があるか。 例えば、①エリア限定の電子マネーや商品券、地域産品②ギフトカード、プリカなど全国どこでも利用可能な金券類という設定は可能か。	企画提案仕様書の5ページ中の5(9)アに記載のとおり、ポイント等の少なくとも1種類は、府内でのみかつ府内全域で利用可能な電子マネー若しくは商品券又は京都府内で生産・製造された農林水産物等とし、それ以外は府内の特定の地域のみで利用可能なポイント等とすることができます。 そのため、例示の②は府外でも利用可能なため要件を満たしません。 なお、①については、府内の特定の地域のみで利用可能なものである場合、府内全域で利用可能なポイント等を準備した上で、2つ目以降の還元措置として設定いただくことは可能です。
38	【仕様書5(9)ウ】ポイント等還元に係る手続き	転売対策として、一人あたり1回までしか申請できないといった条件を付けることは可能か。	申請回数については上限を設けません。 転売対策については、申請時に、「対象製品を府内の住宅に設置したことがわかる証明書（取付工事注文書、配送注文書等）の画像（対象製品設置に係る証明書がない場合は、設置が確認できる画像等）」を求めるとしております。
39	【仕様書5(9)ウ(イ)】申請時に入力又は添付が必要となる項目	府が設問を指定するアンケートへの回答とあるが、何問程度を予定しているか。	10問程度を想定しています。 具体的な内容は委託契約締結後に、改めて相談させていただきます。
40	【仕様書5(9)ウ(イ)】申請時に入力又は添付が必要となる項目	【申請時に入力等が必要となる項目】の①申請者情報として記載のある氏名、フリガナ、年代、住所、電話番号、メールアドレスは必須か。 また、府との協議の上、追加などを想定されるか。	企画提案仕様書6ページ中の5(9)ウ(イ)に記載のとおり、①申請者情報として挙げる項目については必須とします。 また、府との協議により項目を追加する可能性もあります。
41	【仕様書5(9)ウ(イ)】申請時に入力又は添付が必要となる項目	申請時情報に関して、添付資料での本人確認書類等の添付は不要という認識でよいのか。	お見込みのとおり不要です。 一方で、企画提案仕様書6ページ中の5(9)ウにて「申請方法の決定に当たっては、転売目的の購入等不正な申請を防ぐための措置を講ずる」ことを求めており、7ページ中5(9)オにて必要に応じて添付書類の追加提出を受け付ける等の対応も可能としております。

京都府省エネ家電購入促進事業業務に係る質疑・回答

番号	分類	質問	回答
42	【仕様書5(9)ウ(イ)】申請時に入力又は添付が必要となる項目	オンライン申請が困難で、書類による申請受付の場合、申請書類は申請者に返送又は府に納品処理が必要か。 また、府に納品する場合、提出方法に指定があれば教示されたい。	申請者への返送は不要です。 府へは、オンライン申請及び紙申請のデータを併せて委託事業の成果物として納品（提出）をお願いします。
43	【仕様書5(9)オ】ポイント等還元に係る審査	仕様書5(9)オに「21日間（3週間）程度以内に申請者に対しポイント等還元を実施すること。」と記載があるが、郵送での申請の場合でも同期間内にポイント等の配布が必要か。 また、商品券を配布する場合でも同期間内に配布が必要か。	郵送での申請の場合も、有効な申請があった日から起算して21日間（3週間）程度以内に申請者に対しポイント等還元を実施する必要があります。 同様の解釈により、商品券の配布など発送作業を伴うものは、発送日が期間内であることを求めます。
44	【仕様書5(11)イ(ウ)】本事業による温室効果ガス削減効果を算出したもの	専用サイトにおける省エネ家電導入による温室効果ガス削減効果の算出において参考となるサイトなどはあるか。	府が指定する算出方法はありますが、環境省が、算出ツールとして「しんきゅうさん」を公表しているので参考にしてください。 しんきゅうさん：https://ondankataisaku.env.go.jp/shinkyusan/
45	【仕様書5(12)】個人情報の取り扱い	具体的な対策を講じる必要があれば、提示されたい。	府が特定の対策について提示はしません。 漏洩や流出が無いよう、受託者において十分に注意いただくようお願いします。
46	【仕様書9(2)】本仕様書に記載のない事項については、府と受託者が誠意をもって協議し、法令を遵守して実施すること。	Webサイトの構築にあたって、一般的に組織内のセキュリティポリシー等を遵守すべきと認識しているため、関係資料を確認したいが可能か。	お見込みのとおり、府においては「京都府情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ対策基準」（以下「基本方針等」という。）があり、遵守することを契約に謳うとともに、これらの内容に則った対策をお願いすることになります。 この基本方針は広く公開しているものではありませんので、契約締結前に確認を希望される場合は来庁の上、ご確認いただきますようお願いいたします。
47	【仕様書9(5)】原則として、本事業の全部または一部を第三者に委託してはならない。	主たる業務（例えばコールセンター等）の再委託はできないとの認識でよいか。	原則として再委託は禁止していますが、府の承認があれば可能です。 コールセンターの運営についても、より事業効果上がる等の観点から府が承認するもの限り、受託者の管理の下で再委託することは可能です。
48	【仕様書5(9)ア・評価基準】府民への還元策（独自性）	「地域振興」とは何を満した時に地域振興と見做されるか。	基準は設けてはおりません。 要件としているポイント等を府内利用に限定する還元方法に加えて、地域振興に資すると考える内容の提案をお願いします。
49	【仕様書5(9)カ・評価基準】ポイント消滅の防止	ポイント消滅防止にかかる対応策のイメージがあれば提示されたい。	提案事項としている部分となりますので具体的な回答は控えさせていただきますが、例えば、ポイント等に使用期限がある場合は、期限到達前に通知することなどが想定されます。